

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施してまいります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--------------|----------|-------|
| 白岩 次郎 | 608,000 | 39.56 |
| 上川 伸彦 | 126,400 | 8.22 |
| 高橋 明 | 100,400 | 6.53 |
| 鹿取 裕樹 | 69,600 | 4.53 |
| 熊田 圭一郎 | 30,000 | 1.95 |
| 光通信株式会社 | 26,900 | 1.75 |
| 塩川 靖幸 | 22,440 | 1.46 |
| 加藤 忠男 | 21,700 | 1.41 |
| 吉田 周作 | 20,000 | 1.30 |
| SMBC日興証券株式会社 | 16,800 | 1.09 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

3. 企業属性

| | |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 6月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 9名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j |
| 成願 隆史 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 成願 隆史 | | | 公認会計士としての高度な人格と、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任いたしました。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当者は、必要に応じて意見交換を行い密に連携を図っております。また、監査役、会計監査人及び内部監査担当者とは四半期に1度意見交換を行うことで、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 伊藤 修久 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 本田 宗哉 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 諫訪 由枝 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|--|
| 伊藤 修久 | | 伊藤氏は、当社が2008年6月期まで取引を行っていたグッド・コミュニケーション株式会社に以前在籍しており、同氏の在籍期間中に少額のシステム開発等に関する業務委託契約による取引がございました。 | 当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、それらを当社の監査に反映させることができると判断されると判断し、社外監査役として選任しております。 |
| 本田 宗哉 | | | 人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、および、弁護士としての豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映させることができると判断されると判断し、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任いたしました。 |

| | | |
|-------|--|---|
| 諏訪 由枝 | | 公認会計士の資格を有しており、長年にわたる豊富な監査経験と深い見識を当社の監査に反映させることができると判断し、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に選任いたしました。 |
|-------|--|---|

【独立役員関係】

| | |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、高い独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

各取締役が相応に当社株式を保有しており、新たな施策は必要ないものと考えております。

| |
|-----------------|
| ストックオプションの付与対象者 |
|-----------------|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 基本的な方針

当社の取締役の個人別の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図るために必要となる人材を確保し、持続的な成長への貢献意欲を高める観点から、当社取締役に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び体系となることを基本的な方針としております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬は、役位、職責、在位年数に応じて業績、他社水準、従業員の給与水準等を考慮しつつ、総合的に勘案して決定しております。

(3) 取締役に対し報酬等を与える時期に関する方針

当社の取締役に対する報酬は金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬等は設けておりません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬額については、役員規程及び取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における取締役個人別の月例報酬の決定としてあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートは管理部が行っております。取締役会の資料は原則的に事前に配付し、社外取締役および社外監査役が十分に検討するための時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

取締役会は、代表取締役社長である白岩次郎を議長とし、取締役である上川伸彦、高橋明、熊田圭一郎、成願隆史(社外取締役)の5名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。当体制は、経営の透明性、公正性を高め、かつ意思決定を迅速かつ効率的に行うために有効に機能していると考えております。

(2)監査役会

監査役会は、常勤監査役である諏訪由枝(社外監査役)を議長とし、監査役である伊藤修久(社外監査役)、本田宗哉(社外監査役)の3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会は原則として毎月1回開催され、監査状況の報告のほか、経営執行の適法性等についてそれぞれの専門的な見地に基づき活発な意見が交わされております。なお、監査役は、監査方針および監査計画に基づき取締役会および重要な会議に出席し、取締役等からの重要な報告を受けるとともに、内部監査室および会計監査人とも緊密な連携をとり、監査機能の強化に努めております。

(3)経営会議

経営会議は、代表取締役社長である白岩次郎を議長とし、取締役である上川伸彦、高橋明、熊田圭一郎、常勤監査役である諏訪由枝、および、部長である塩川靖幸で構成されており、取締役会を効率化するための審議機関として月2回開催され、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会から委嘱事項についての審議・決議・報告を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

(4)会計監査

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けており、監査は適切に実施しております。

(5)内部監査

内部監査室(3名)は、代表取締役直轄の組織であり、各部門の業務執行について、会社の組織、制度および業務が、経営方針ならびに法令、定款および諸規程に準拠し、適法・適正かつ効率的に運用されているかを検証、評価および助言していくことにより、法令違反、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、会社財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の向上およびコンプライアンス体制の充実に資することを基本方針としており、内部監査規程および内部監査計画書に基づき、定期的に内部監査を実施しております。また、内部監査室は、監査結果を代表取締役に報告するとともに、代表取締役の改善指示を各部署へ周知し、そのフォローアップを徹底しております。監査役と内部監査室長は、日ごろから情報を共有し、連携を図りながら、効果的かつ効率的な監査に努めています。また、監査役および内部監査室長は、定期的に監査法人と面談し、また必要に応じて隨時意見交換および指摘事項の改善状況の確認等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した意思決定を行うことができる体制として、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| 補足説明 | |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2021年9月29日開催の株主総会においては、2021年9月10日に招集通知を発送いたしました。なお、株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、招集通知発送の早期化に取り組んでまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は6月決算であり、定時株主総会は集中日ではない9月の開催となります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| その他 | 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を促進するため、当社ホームページ上に招集通知を掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況

| 補足説明 | | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページにおいて公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 不定期に開催しておりますが、今後、定期的に説明会を開催することを検討しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けに説明会を年2回開催し、当社の業績や経営方針等の説明を行っております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外投資家の保有比率を考慮の上、今後検討すべき事項と考えております。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | IRサイトを開設し、有価証券報告書・適時開示資料および各種IR資料を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理部を担当部署とし、IR担当者を置いております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| 補足説明 | |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「コンプライアンス規程」「内部統制規程」「適時開示マニュアル」等の規定を整備し、社内への周知徹底を図っていくことが全てのステークホルダーの利益となるものと考えております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後検討すべき事項と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、ステークホルダーに対し、当社ホームページや決算発表後の説明会等を通じて、適時・適切に情報を開示していく方針です。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。また、内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりとなります。

a. 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

3) 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

4) 当社は、法令、定款および社内規則に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合の報告体制を定め、社内および社外に通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款および「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

2) 当社は、「個人情報保護基本規程」「情報セキュリティルールブック」等の社内規則に基づき、情報の保存および管理に関する体制を整備する。

c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。

2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

3) 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

e. 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員および従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款および社内規則の遵守状況を把握する。

2) 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員および従業員に対し周知徹底をはかる。

3) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき社内および社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止をはかる。

4) 当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款および社内規則の遵守状況ならびにその他業務の遂行状況を検証する。

5) 当社の監査役および監査役会は、当社の法令、定款および社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

3) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

g. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役および使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定および業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

2) 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。

3) 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

4) 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携をはかる。

i. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を宣言しております。

(2)反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センターおよび弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応をはかるものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

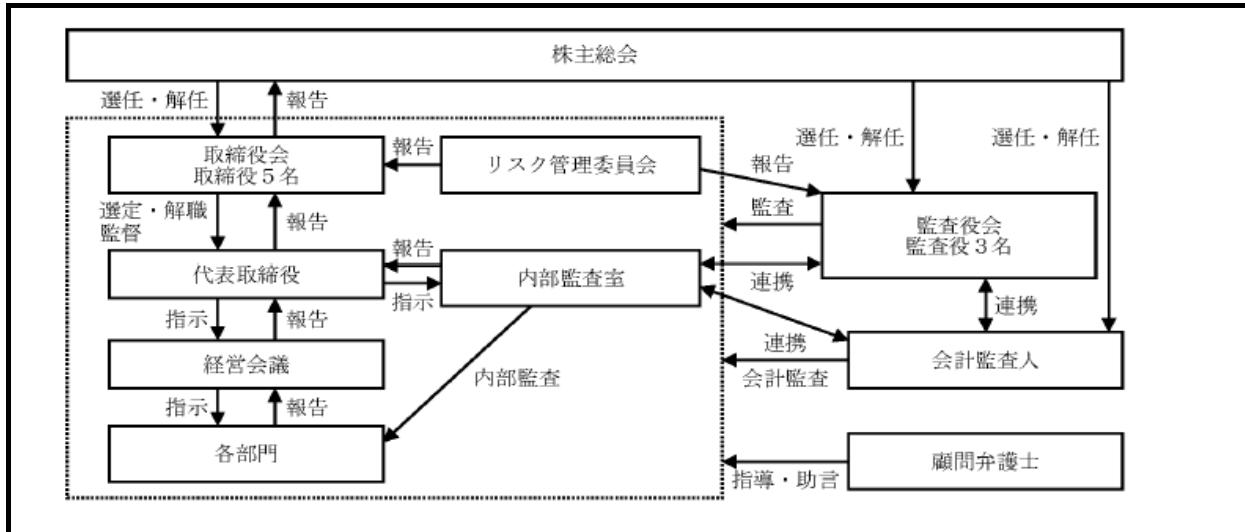
(1) コーポレート・ガバナンス体制

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2) 適時開示体制について

当社は、「適時開示マニュアル」を定め、「金融商品取引法」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を開示するよう努めてまいります。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

